

幼保連携型認定こども園北野田こども園利用契約書

(以下「保護者」という。)と社会福祉法人徳風会が運営する幼保連携型認定こども園北野田こども園(以下「事業者」という。)は、当園を利用する園児(以下「園児」という。)に対し提供する教育・保育について、以下の通り契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、園児に対し、児童福祉法及び子ども・子育て支援法等関係法令の理念にしたがって、園児が健やかに成長できる教育・保育を提供し、保護者は事業者に対し利用料金を支払うことします。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、支給認定期間開始日から支給認定有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に、支給認定有効期間が更新された場合には、変更後の支給認定有効期間満了日までとします。また、市町村から支給認定を取り消された場合には、取り消された日までとします。

(教育・保育の場所)

第3条 教育・保育の提供場所は、大阪府堺市東区北野田886-1の北野田こども園とします。ただし、遠足や散歩等、園外保育として事業者が必要と認める場合についてはこの限りではありません。

(教育・保育の内容)

第4条 事業者は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等にそつて、園児の発達に必要な教育・保育を提供することとします。
(1) 教育・保育の内容は、事業者が別に作成する「重要事項説明書」のとおりとします。

(契約時間等)

第5条 1号認定利用者の基本契約時間は日曜・祝日を除く月～土曜日の午前9時30分から午後13時30分までとします。2号、3号認定利用者は日曜・祝日を除く月～土曜日の午前7時30分から午後18時30分までとします。

- (1) 基本契約時間を除く利用可能な時間帯は、1号認定期利用者は午後13時30分から午後17時30分、2号、3号認定期利用者は午前7時00分から7時30分と午後18時30分から19時00分となります。ただし、本時間帯については延長保育として別途事業者が定める規定にそつて保護者は利用手続きを行なうこととします。

(利用料金)

第6条 保護者は、事業者から提供を受ける教育・保育の対価として次のとおり利用料金を支払うこととします。

- (1) 基本負担額 月額 塚市が保護者及び事業者宛てに通知した額

- (2) その他利用料

ア. 延長料金

1号認定期	お預かり保育料	150円(1時間)
		100円(30分)
2号・3号認定期	延長保育料	200円(10分あたり)
		午後7時以降は500円(5分あたり)
		ただし、開所時間は午後7時までです。
イ. 主食費	月額	1,500円
ウ. 副食費	月額	4,500円
エ. 用品代・絵本代		11,000円程度
		(トランジングウェア、連絡ノート、カラー帽子、出席ブック、月刊絵本など)

(利用料金の支払い)

第7条 第6条(1)の基本負担額は、当月分を当月25日前後にゆうちよ銀行のBizダイレクトを用いて自動払込により引き落とさせて頂きます。

- (1) 初回の利用開始手続きの際は、事業者に自動払込利用申込書を提出することとします。
※ゆうちよ銀行に口座がない場合は振り込みも可能ですが手数料は自己負担とさせて頂きます。

- (2) 事業者の指定する銀行口座へ振り込んだ場合において、事業者側で入金が確認できた場合は、振込時に発行される明細書、通帳の記載をもつて領収証に代えることとします。

保護者が明細書、通帳の記載以外に領収書を必要とする場合、事業者は保護者の請求に応じ領収書を発行することとします。

- (3) 第6条(2)のその他利用料については、事業者は明細を付して保護者に請求することとし保護者は請求のあつた翌月の15日頃までに事業者へ現金で支払うこととします。
(4) 第6条(2)ウ. 副食費は、塚市より保護者及び事業所宛に免除として通知があつた者は、除外します。

(契約の解除)

第 8 条 保護者及び園児の事情で途中退園する場合、保護者は退園予定日の 15 日前までに事業者にて申し出ることとします。

- (1) 次の各号に該当する場合、保護者はこの契約を解除することができます。
- ア. 事業者が正当な理由なく、園児の教育・保育を提供しない場合
- イ. 事業者が次条に定める守秘義務に違反した場合
- ウ. 事業者が園児又は保護者やその家族に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
- (2) 事業者は閉園や休園する場合は、事業者は帰市と調整のうえ、保護者に対して 3か月間以上前に、理由を文書で明示し口頭で説明したうえで、この契約を解除することができます。ただし、契約を解除する場合については、他の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとします。
- (3) 次の各号に該当する場合、事業者は文書で保護者に通知することにより、この契約を解除することができます。その場合、事業者は、保護者が住所を有する市町村に連絡をとり必要な措置を講じることとします。
- ア. 保護者が第 7 条に定める基本負担額の支払いを遅延した場合で、事業者が再三にわたり徴収に努めても支払いに応じない場合。ただし、市町村が代行徴収を行っている場合を除きます。
- イ. 保護者が事業者や從事する職員又は他の利用者（園児、保護者）に対して危害を加えたり、施設の運営や方針に支障が生ずるとき。

(秘密の保持)

第 9 条 事業者は、業務上知り得た園児、保護者及びその家族等に関する情報について秘密を保持し、法令に基づく要請を除き、許可なく第三者への提供はできないこととします。

(緊急時の対応等)

第 10 条 事業者は、保育中に園児の身体に異変が生じた場合又はその他必要があると判断した場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医又は嘱託医に連絡をとるなどの必要な措置を講ずることとします。

(1) 保育中に園児が怪我をした場合は、職員は保護者に対して説明を行うこととします。

(賠償責任)

第 11 条 事業者は、教育・保育の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により園児の生命、身体、財産に損害を及ぼしたときは、事業者は、誠意をもって対応し保護者に対して当該損害を賠償することとします。

(相談・苦情の解決)

第12条 事業者は、保護者からの教育・保育に関する相談、事業全般に係る要望
苦情等に対する窓口を設置し、事業者の運営に関する合理的な範囲で
誠実かつ、迅速に対応することとします。

(本契約に定めのない事項)

第13条 この契約に定められていない事項について問題が生じた場合には

事業者は児童福祉法及び子ども・子育て支援法等の法令の定めるところに
従い保護者と誠意をもってこれを協議のうえ対応することとします。

(重要事項説明確認)

第14条 本1契約の締結にあたり、事業者は保護者に対し、別に作成する

重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行うこととします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者及び事業者は記名押印の上
その1通を保有することとします。

令和 年 月 日

保護者

《住所》

《氏名》

印

事業者

《住所》堺市東区北野田 886-1

社会福祉法人徳風会

幼保連携型認定こども園

北野田こども園

《氏名》園長 廣谷 和子

印